



# 宮古労基署ニュース

## 霜降の候 宮古労働基準監督署 署長 兼平 寛

だんだんと冬の気配が感じられるようになってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。気温の変化で体調を崩しがちになりますので、体調管理に留意してください。

さて、今年も年末年始無災害運動(12月~1月)の時期になりました。年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、また、事業場では、非定常作業も多くなることから災害防止のため特別な配慮が必要となるほかに、転倒など、寒さや雪による冬季特有の労働災害のリスクが高くなる時期でもあります。年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で行われる運動ですので、同運動の趣旨をご理解いただき、労働災害防止の積極的な取り組みをお願いいたします。

	令和4年	令和3年	増減比
製造業	16	19	-15.79%
鉱業	2	1	100.00%
建設業	③ 17	① 15	13.33%
運輸交通業	4	3	33.33%
農林業	3	② 9	-66.67%
畜産水産業	5	1	400.00%
商業	6	9	-33.33%
通信業	4	2	100.00%
保健衛生業	8	7	14.29%
接客娯楽業	7	1	600.00%
その他	① 7	4	75.00%
合計	④ 79	③ 71	11.27%

うち、赤丸内の数字は死亡災害件数となっております。

## 令和4年1月から10月までの災害統計

皆様方におかれましては、日頃より労働災害防止御協力いただきましてありがとうございます。

しかしながら、昨年よりも災害件数で8件の増加であり、**死亡災害も1件増加**となっております。

改めて、年末年始をけがなく迎えられるように労働災害防止の取組みをお願いいたします。

大変不本意ではありますが、宮古署管内での労働災害による死亡者数は、

### 岩手県内の監督署で最多

になっております。

当署についてもこれから一層労働災害防止に努めてまいりますので、繰り返しになりますが、皆様方におかれましても労働災害防止に御協力お願いし致します。



### 新型コロナウイルス関係

気温も下がり、夜に暖房をつけることも多くなってきました。また、夏にたまった疲れが出てくるような季節でもあります。各事業場においては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いただいているところだと思っておりますが、これからはインフルエンザも流行する時期となります。両者の対策には共通するものも多くあると思っておりますので、事業場のみならず、家庭における手洗いうがい等の感染症対策にも注意するよう呼びかけをお願いします。

### 令和4年度雇用保険料率のご案内

令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になっております。

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	+ 雇用保険料率
	労働者負担(失業等 給付・育児休業給付 の保険料率のみ)	事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



今年もあと少しで年末を迎えます！  
忙しいときこそ労働災害を防止して安全に年末年始を迎えましょう！

# いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日  
〔準備期間：令和4年11月1日～令和4年11月30日〕

## あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

岩手県内における労働災害による休業4日以上<sup>※</sup>の死傷者数は、令和3年は平成13年以来20年ぶりに1,500人を超え、前年と比較し172件、12.7%の大幅な増加となっています。本年も、1月から3月にかけて例年を大きく上回る転倒災害が発生したことなどから、労働災害は昨年を上回っています。

これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も重なり、労働災害のリスクが高まります。特に、本県の場合は、年末年始の期間に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害では約5割が凍結や積雪などの冬季特有要因により発生しています。



主催者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会  
協議会構成団体：(公財)岩手労働基準協会／建設労働災害防止協会岩手県支部／種上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北支部岩手支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／(一社)日本砕石協会岩手県支部／(公財)ボイラ・クレーン安全協会岩手県支部／(公財)岩手県予防医学協会／(公社)建設労働局安全技術協会岩手県支部／岩手県砕石利工業組合／(株)労働者健康安全機構岩手県労働安全センター  
協賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

## 冬季特有災害を防止しよう！

### 1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業場所の積雪・凍結防止のための悪いの設置、除雪、積雪撤去の徹底。
- 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- 滑りやすい靴等の着用徹底。
- 作業時のヘルメットの着用。

### 2 車庫等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- 余裕を持った車両運行計画の作成。
- 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えの徹底。
- ブラックアイスバーンを予測した運転。<sup>\*</sup>
- 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

<sup>\*</sup>ブラックアイスバーンとは、凍れているだけでなく黒く見え、滑りやすい状態の凍結路面のことです。凍れた道路との見極めが難しい。

### 3 雪降ろしの際の災害の防止

- 作業開始前の健康予防体操の履行。
- 安全装備(滑りやすい靴・墜落防止用器具(安全带)・ヘルメット等)の徹底。
- 軒先への立入禁止の徹底。

### 4 火災・火傷の防止

- 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- 事業場、工事現場、宿泊舎における火気取組責任者の選任、作業終了時、就寝時等の火気の点検の徹底。

### 5 一酸化炭素中毒の防止

- 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、換気での換気をしない。
- 工事現場における煤炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず煤炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

### 6 凍結の罫みによる土砂崩壊災害等の防止

- 凍結・融解の繰り返しによる地山の罫みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそこの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- 積雪・鉄線水災等防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

### 7 作業時の保温・体調の実施

- 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- 作業開始前及び作業の合間の筋力ほぐし体操の履行。

### 8 その他の冬季特有災害の防止

- 積雪・強風によるハラス等の転倒・倒壊防止。
- 雪崩による危険防止。
- 吹雪・濃霧による運転防止対策の徹底。
- 除雪作業に用いる年形築設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

## 冬季の転倒災害を防止しよう！

(「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進)

- こんな場所等は  
転倒災害防止への  
注意が必要!!
- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
  - 段差や傾斜のある通路
  - 濡れたタイル張り床
  - 凍結層の上に雪が積もった路面



知っていますか?  
自分の最低賃金

岩手県 最低賃金

854円(時間額)

令和4年10月20日から

33円UP

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ!

最低賃金額が令和4年10月20日から変更となりました。  
時間給以外の労働者の賃金についても今一度御確認をお願いします。

中小企業事業者の皆様については、最低賃金の引上げを支援する助成金(要件に応じて)がありますので、御活用ください。

確認の方法は? 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
4 上記1,2,3が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合						

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超えない期間に支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に支払われる賃金(時間外労働賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に支払われる賃金(休日労働賃金など) ⑤年度10時から午後5時までの間の労働に支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜労働賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および賞与手当  
(※2) 異業種計算方法や、併合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。  
中小企業事業者の負担を減らす  
最大400万円を助成  
厚労省